

平成20年第3回  
笠間市議会定例会会議録 第5号

平成20年9月18日 午前9時56分開議

出席議員

議長	28	番	石	崎	勝	三	君
副議長	13	番	萩	原	瑞	子	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	9	番	村	上	典	男	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海老澤			勝	君
	14	番	中澤			猛	君
	15	番	上野			登	君
	16	番	横倉	き		ん	君
	17	番	町田	征		久	君
	18	番	大関	久		義	君
	19	番	市村	博		之	君
	20	番	野原	義		昭	君
	21	番	杉山	一		秀	君
	22	番	柴沼			広	君
	23	番	小園江	一		三	君
	24	番	須藤	勝		雄	君
	25	番	竹江			浩	君
	26	番	常井	好		美	君
	27	番	海老澤	勝		男	君

欠席議員

	3	番	蛭澤	幸	一	君
--	---	---	----	---	---	---

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	渡邊千明君
教育長	飯島勇君
市長公室長	塩田満夫君
総務部長	深澤悌二君
市民生活部長	打越正男君
福祉部長	岡野正三君
保健衛生部長	仲村洋君
産業経済部長	青木繁君
都市建設部長	小松崎登君
上下水道部長	早乙女正利君
教育次長	加藤法男君
消防次長	植木敏夫君
会計管理者	仲村新一郎君
監査委員事務局長	西連寺洋人君

出席議会事務局職員

事務局長	鈴木健二
事務局次長	高野幸洋
次長補佐	柴山昭
主査	高野一
主幹	川野輪良子
事務補	篠崎三枝子

議事日程第5号

平成20年9月18日(木曜日)

午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前9時56分開議

開議の宣告

議長（石崎勝三君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は26名であります。本日の欠席議員は、3番蛭澤幸一君、9番村上典男君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び事務局職員は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

---

議事日程の報告

議長（石崎勝三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

会議録署名議員の指名について

議長（石崎勝三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、21番杉山一秀君、22番柴沼 広君を指名いたします。

---

一般質問

議長（石崎勝三君） 日程第2、一般質問を続けます。

15番上野 登君の発言を許可いたします。

15番（上野 登君） 15番上野です。

通告に従い一般質問をいたします。

イオン進出についてと、旭町関連の排水路の整備及び道路整備についてを質問いたします。

まず、1番のイオン進出について。

旧友部町が県と協議、北川根地区に109ヘクタールという広大な土地を平成8年から取得を開始、県が総合流通センター整備事業に着手、那珂港と北関東を結ぶ一大流通の基地

として、大きな期待を持ってスタートしたわけではありますが、進展せず、平成16年、都市計画の変更、用途変更を経て、平成18年、茨城中央工業団地笠間に名称を変更されました。10年も放置されまして、放置されていた折、県は、昨年、18ヘクタールを公募、本年1月の選考委員会でイオン株式会社が優先交渉権を得、事業計画に伴う関係機関と調整等を行い土地譲渡仮契約を締結すると聞いているが、次の点についてお伺いをいたします。

1、いろいろなうわさが流れておりますが、ぶしつけではございますが、本当にイオンは進出するのか。

2、進出となれば、道路の整備が必要となると思いますが、どのような整備を予定しているのか。

3、広域商圏型複合商業施設と言われているが、スマートインターチェンジで対応できるのか。

4、市では、課税優遇措置はないと思うが、どうなのか。

5、譲渡希望単価が非常に高いが、固定資産の評価は何を基準として評価するのか。

6、近隣の宅地課税に影響はないのか。

7番としまして、説明会が今後ある場合には、広く周知すべきであるが、特に地元の周知をお願いしたい。

私は、この地域の商業が破壊されるという気もするところがあるが、笠間市発展の起爆剤として、地域経済の活性化と地域振興に寄与することを願っているものであります。

2番としまして、旭町関連の排水路の整備についてお伺いをいたします。

旭町排水路は、航空隊時代の外郭排水、中排水、地下排水の3本の排水路が幹線排水となっております。旧北川根土地改良管理の水田、ため池に3本とも流れております。外郭排水、中排水は整備され、住吉地内で合流した下流の一部が整備されていないと思いますが、改修の計画はあるのか。さらに、これに伴う道路の整備計画があるのか、お尋ねをしたいと思います。

また、地下排水の上に建物が建っているが、これについて調査し、関係機関と調整を進め、放置せずに対策を講じるべきだと思うが、どう考えるかお伺いいたします。

以上で、1回の質問を終わります。

議長（石崎勝三君） 市長公室長塩田満夫君。

〔市長公室長 塩田満夫君登壇〕

市長公室長（塩田満夫君） 15番上野議員のイオン進出についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、初めに、本当にイオンは進出するのかというご質問でございますけれども、現在、県とイオン株式会社において、進出を前提とした事業計画等について協議中でございます。イオン株式会社の説明によりますと、高速道路からの客と一般道からの客を受け入れられる施設について、さまざまな先進地などを視察しながら検討し、計画づくりを進めている

と、県から報告を受けてございます。

次に、進出となれば、道路の整備が必要であると思いますが、その計画はあるのかとのご質問でございます。茨城町の茨城中央工業団地から、今回のイオン株式会社の進出予定地であります茨城中央工業団地笠間地区に向かう県道大洗友部線バイパスにつきましては、4車線の計画であります。暫定2車線で整備される予定となっております。また、都市計画道路として整備予定の流通センター北南線、1級9号線のサービスエリアから県道水戸岩間線の区間につきましては、県に早期整備の要望をしているところでございます。

市道の整備につきましては、岩間街道から長兎路地内を通り柏井に抜ける市道2級8号線について、旧友部町時代に流通センター整備計画に合わせて一部整備をしておりますけれども、流通センター整備事業の凍結に伴い、道路整備も休止となっております。今回のイオン株式会社の進出に伴って交通量の増加が予想されることから、近隣住民の生活道路の確保も含めまして、今後十分検討してまいりたいと考えております。

次に、広域商圏型複合商業施設と言われているが、スマートインターチェンジで対応できるのかというご質問でございますけれども、現在、イオン株式会社では交通計画を含めました事業計画を検討中ではありますが、多くの高速道路利用客が見込まれることから、茨城県ではNEXCO東日本との事前調整を行っており、イオン株式会社の事業計画が提出され次第、具体的な協議を進めていくというふうに聞いてございます。

次に、説明会が今後ある場合には、広く周知すべきではないかというご質問でございますけれども、進出予定地周辺の住民への連絡調整を図るため、地元の区長で構成されております流通センター連絡協議会に諮り、周知を行ってまいります。また、市内の関係団体にも周知を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 総務部長深澤悌二君。

〔総務部長 深澤悌二君登壇〕

総務部長（深澤悌二君） 上野議員のご質問にお答えいたします。

私からは、4から6の質問に対しお答え申し上げます。

課税優遇措置はないのかとのご質問でございますが、本市には、固定資産税の課税優遇措置として、笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例に、新・増設による施設等は3カ年課税を免除する制度がありますが、その第3条第3号に、適用除外として、大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗とあります。店舗面積が1,000平米以上のものはこの該当となり、当該施設はこれに該当すると思われるので、優遇措置はございません。

次に、固定資産の評価は何を基準にするのかでございますが、評価額と譲渡価格は同額ではなく、当該地区の評価については、状況の類似している地区の中から標準的な土地を選定し評価額を決定しています。価格については、不動産鑑定士の鑑定に基づいて決定を

しております。

次に、近隣の宅地課税に影響はないのかとのことですが、現時点では、近隣状況は変わっていないので影響はないと思われます。

ただし、道路等周辺施設の整備により状況が変わり、実際の売買価格が上昇した場合には評価額も上がります。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

〔都市建設部長 小松崎 登君登壇〕

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、10番上野議員の旭町関連の排水路の整備及び道路の整備についてお答えをいたしたいと思えます。

この排水路につきましては、あんず通りから来る外郭排水路と高田石材方面から来る中水路とが住吉地区で合流いたしまして、寺山下地区を流末をとっている排水路でございます。

この外郭排水路及び中排水路から来る排水管でございますけれども、双方とも1,200ミリのヒューム管でございます。その2本の水路が合流する住吉地区から先も1,200ミリのヒューム管で整備されておりまして、下流の寺山下地区で2,000ミリのボックスカルバートというふうになっているわけでございます。

ご質問の住吉地区の合流地点から下流の改修計画ということでございますけれども、その下流につきましては、1,200ミリのヒューム管で処理できる排水勾配で整備がされておりまして、双方から集めた水量がはける流速で現在確保されておりまして、

そういうことでございますので、現段階では支障なく機能していると考えております。当面、改修の計画はございません。

また、これに伴う道路整備計画についてでございますけれども、ご質問の路線は、高田石材方面から来る市道の友3411号線、それから寺山下地区から通ずる友3268号線と推測いたしますけれども、この路線につきましては、将来に向けては重要な路線であるということは十分認識はいたしております。しかしながら、道路改良事業の要望箇所がかなり多いということでございますので、優先順位をつけて、年次計画を立てて年次的に整備をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、旭町地内を流れる地下排水路の件でございますが、この一帯につきましては、昭和31年当時、自作農創設特別措置法第4条によりまして、政府より住民が取得した農地でございます。取得後50年を経過しているところでございます。その地下を流れる排水路につきましては、管理者が不明ということもございまして、旧友部時代を通しまして、市として具体的な調査は実施されておらず、またその位置も公表されていないまま現在に至っている状況でございます。

市といたしましては、なるべく早い時期に経路の公表ができるよう調査を進めるとともに、県北総合事務所、農政課を初めとした県、国の関係機関と十分調整をいたしまして、

今後の対応について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたしたいと思います。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 15番上野 登君。

15番（上野 登君） イオン進出の1番でございますが、工程概要によれば、事業計画に伴う関係機関との調整、上下水道、電力、ガス、道路計画の調整が必要だということです。土地譲渡契約の締結までに、最長1年間ということをとらっております。1年間といいますが、来年の1月末のころかなと思うわけでございます。あと4カ月少々でございます。その間、市に対して何らかの協議はあったのかどうなのか、お尋ねしたいと思います。

それと、2番目の件ですが、来客数が年間1,200万人と見込んでいるようでございますが、月に直すと100万人でございます。1日平均3万人強、土曜日、日曜日は倍、3倍となると思われます。この周辺を取り巻く道路は、県道大洗友部線、県道石岡城里線、県道水戸岩間線、あと大洗友部線のバイパスを今やっていると思うんですが、これだけの来客数をさばくには大変だと思うんですね。その点、大丈夫なのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

それと、3番目の広域商圏型複合商業施設、これはアウトレットができるという話もありますので、相当あの高速道路を利用されると思います。先ほど部長が言いましたように、インターチェンジを何か考えているような話も聞きますが、高速利用した場合に、現在のスマートインターでは、とてもじゃないが、本線にまで渋滞になるような気がいたします。

以上で、イオン関係の2回目の質問といたします。

旭町関連の排水路でございますが、先ほど部長から、排水路は機能しているという話がありました。確かに今のところは大丈夫だと思うんですが、将来的に、最近は集中豪雨がかなり全国的にたびたびあります。果たして、1,200と1,200でつないだその下が1,200、それで大丈夫なのか。市の方で責任持って大丈夫だということなら私は何も申しませんが、ちょっと疑問に感じる次第であります。

また、関連する道路整備でございますが、これは以前、区が要望をしまして、やるという約束のもとに、境界の復元、あるいは地権者の同意をもって申請してあるわけです。そして、途中で農村振興整備事業に回されまして、県の方では接続道路が狭いということで却下されて、現在までそのままになっているわけでございます。

そういう状況で、旭町の排水は全部住吉に流れて、それで環境整備をしないなどということは、地域住民としては大変怒っているところでございます。早急に改善をしていただきたいと思っております。

あと地下排水路ですが、これは大人が立って歩けるだけの大きい排水路であります。現在も航空隊時代のそのまま利用されていて、友部病院、あるいは元畜産試験場跡から住吉

寺山の川郷地池に流れている排水であります。川郷地池は北川根土地改良が管理しているため池でございます。かつては、この3本の排水は住吉水田の水源として利用していたが、友部病院、養豚場、団地の排水などにより汚染がひどくなり、土地改良時に主水源を深井戸に切りかえたわけでございます。汚水が物すごくひどかったんですね。そういう経緯がございます。

それで、航空隊、飛行場ができてから、もう70年を超えているんですね。昭和9年に霞ヶ浦海軍航空隊の友部分遣隊として発足し、昭和13年、独立し、筑波海軍航空隊となつて、その当時つくられた排水路です。問題は、団地の中を通っているわけです。

確かに、これは国が悪いと思うんですが、でも、現在、排水路として使っているのは市ですから、何かあったら責任は免れないのではないかと心配しているわけです。

その点、2回目の質問を終わります。

議長（石崎勝三君） 市長公室長塩田満夫君。

市長公室長（塩田満夫君） 上野議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

初めに、何らかの協議がイオン側からあったのかというご質問でございますけれども、イオンの方からは、今のところ協議はございません。

ただ、現在、県とイオン株式会社において、進出を前提とした事業計画についての協議をしているところであります。イオン株式会社の説明によりますと、高速道路からの客、それから一般道路からの客、受け入れられる施設についてさまざまな検討をしていると、計画づくりを進めているということで、県の方から聞いてございます。

イオン株式会社の細かい計画が示されていないため、今の段階では何ともいえませんが、県と十分調整をしまいたいと思っております。

それから、スマートインターチェンジについてでございますけれども、現在、ワンストップ方式ということになっております。これについては、先ほども申し上げましたが、多くの高速道路の利用客が見込まれるということから、茨城県ではNEXCO東日本と事前調整を行っておりまして、イオン株式会社の事業計画が提出され次第、具体的な協議を進めていくというふうに聞いてございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、最初に道路の件でございます。

一つは、道路整備のアクセスがどうなのかということでございますけれども、議員ご存じのように、その地区につきましては、南北に石岡城里線、東西に大洗友部線が来ておりまして、その先市道ということでございます。これらにつきましては、先ほど市長公室長が話しましたように、大型店舗の開発に伴いまして、必要とあればそれなりの県との協議、その辺を含めながらアクセスの確保はしていかなきゃならないと考えているところでございます。

それから、旭町の排水路の関係でございますけれども、まず一つは、1,200ミリのヒューム管と1,200ミリのヒューム管が合わさって、その下がまた1,200ミリのヒューム管でははけないのではないのかと、集中豪雨来たときに大丈夫かということでございます。

私も現地については十分見させていただいておりますけれども、上から来ている二つの1,200ミリについては、勾配がほとんどないような状況で流れ込んでおります。その二つのヒューム管が合わさったところから下は、勾配が急になっておりまして、水量からすればそれだけのみ込めるような状況になっていると、私も現場で判断をいたしております。

ただ、今後、この地域の開発がどんどん進んでくるということになりますと、当然、議員おっしゃるように排水能力がはけない部分も出てこないとも限りませんで、そういった場合には、開発の中で調整池機能を果たすとか、そういった方法でいろいろ開発業者の方に協力いただきながらやっていくと、そういった方法で考えていくほかないのかなと考えております。

さらに、道路についてでございます。

今、お聞きしましたら、当時道路やるということで、その後農村振興整備事業に切りかえられたというお話でございますけれども、あの地域については、用地については確保がされているようでございます。7メートルぐらい、あるいは10メートルぐらいの用地が確保されているというふうになっておりまして、私も現地でくい等を確認をいたしております。

ただ、状況を見ますと、行きどまりといいますが、その接道する道路が南側が狭いということもございます。それから、現在、通行車も住宅も余りないという状況でございますので、今の段階で早急にということになると、ちょっと時間をいただきたいというふうにお答えをせざるを得ないかなと考えております。

あの道路がつながれば、あの地域の開発には大きく役立つというふうには十分認識しておりますが、今の段階ではもう少し時間をいただきたいと考えております。

それから、地下排水路の件でございます。

確かに大きな排水路でございますまして、2メートル角ぐらいの排水路が入っているわけでございます。この排水路に、旭町地内の開発の水、あるいはあの地域の道路排水なんかも流れておりまして、旭町地内には重要な道路でございますまして、この道路なくしてあの地域の発展ということとはあり得なかったのかなと感じているわけでございます。

これにつきましては、現在は、開発の中で合併浄化槽あるいは都市下水路等が完備されてくる中では、水源はかなりきれいになってきているのかなと。そういった形で、土地改良の方にはそれほど迷惑をかけないような水路となってくるのかなと考えております。

さらに、途中で川郷地池、ちょっと私地名がよくあれなんです、川郷地池という池がため池になっておりまして、そこで調整をされているということでございますので、当面は土地改良区域の中には迷惑がかからないで済むのかなと感じているところでございます。

それから、その地下排水路、議員おっしゃるように、昭和9年から13年ごろにつくられた水路ということでございます。それから、先ほど私申しましたように、自作農創設特別措置法という法律によりまして、国が住民に農地解放したという経緯があるわけでございます。何せ、議員言われるように60年、70年たっているところでございます。

これにつきましての責任の範囲と申しますか、当時は、知事管理ということで、開拓財産ということで引き渡しをしたようでございますけれども、現段階でこの水路がどうなのかということになると、その辺はもう少し調べてみなきゃならない。ただ、言えることは、換地のときにはこの水路敷まで含めて解放している、そういう実態でございます。

これにつきましては、私どもよりも、当然、地元の議員さんである上野議員さんあたりはそういった内容もご存じだろうと思っておりますので、上野議員さんあたり、あるいは地元の議員さん、それから地元の有識者あたりのご意見を聞きながら、県、あるいは国とも協議をしてみたいと考えております。

どうぞ、この辺につきましては議員さんもよろしくお願い申し上げたいと思っております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 15番上野 登君。

15番（上野 登君） それでは、3回目の質問をいたします。

茨城中央工業団地笠間109ヘクタール、元県畜産試験場跡地約40ヘクタール、両方とも県有地であります。しかし、笠間にある土地であります。私は、このような広大な開発用地が笠間市にあるということは、笠間市の財産だと思っております。市も積極的に県に働きかけて、一刻も早い土地の利活用促進をすべきであると思っております。雇用と税収をふやし、笠間市の地域経済の活性化と地域振興に寄与すべきものと思っております。

県も市も財政は厳しい。利用しなければ宝の持ちぐされです。土地は、利用して宝になると私は思っております。この150町歩近い土地が利活用できれば、固定資産税だけでも大変な金額になると思っております。

また、道路の件でございますが、少し待ってくれというのは、何年待てばいいんですか。もう10年も待っているんですよ。我々死んじゃいますよ。

また、地下排水路ですが、実は、私はこの件は取り上げたくはなかったんです。しかし、放置しておけばいつまでもこのままで、もう70年過ぎていきますから。100年でも150年でもうっちゃっておいたのではしょうがないと思って、仕方なく、今、質問に立っているんです。

もとの責任はどこであれ、現に利用しているのは笠間市であります。知らないでは通らないと思います。何かあった場合どうするのか、私は心配しているのです。放置した責任は市にあると思うので、早急な対応を関係機関と協議をして、一刻も早く計画を立てて何らかの改善をしてもらわないと、これは大変なことになると思います。市長の見解をお聞きしたいと思います。

以上で、3回目の質問を終わります。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 上野議員の質問にお答えをしたいと思います。

中央工業団地笠間地区並びに畜産試験場跡地、ともに150ヘクタール近い土地の有効活用というのは、当然、県有地ではございますが、市としても考えていかなければならない課題だと思っておりますし、その有効活用を図ることが、私も当初から申し上げておりますように、笠間市全体に対して大変大きなインパクト、さまざまな面で効果になるものと思っております。

イオンの進出にしましても、私は、今、県の方で、進出を当然前提に協議を進めているということがございますので、その推移を見守っておるわけでございますが、私は進出してくれるものと、そういう思いを持って、その土地の契約が正式に決まる中で、さまざまな課題についての対応をしていきたいと思っております。

これらを進めるに当たっては、先ほどもございましたが、十分、行政だけでなく、関係団体や地元の皆さんともいろいろな課題については協議をしていきたいと思っております。

畜産試験場につきましては、排水の問題がございます。これについても、今、県の方と協議を進めているところでございます。

それと、地下排水路の旭町の問題でございますが、当然、合併があったわけでございますし、行政の仕事というのは継続性という当然責任が伴ってくるわけでございますので、今、何かもしあった場合には、当然、笠間市がその責任、すべてかどうかわかりませんが、責任があることは事実でございます。

ただ、これには歴史的な経緯もございますので、今まで、どちらかというところと余り触れなかった問題の一つでございます。私は、県と国とよく協議しまして、どうしていくのか、特に住民の住宅の下を通っている現実もございます。私も2カ月ほど前ずっと見てきたんですけれども、あれを住民側が知っているのか。多分、知っていると思うんですけれども、中には知らない人もいるかもわかりませんし、やはりその現実をきちんと、この地域のここを排水路が通っていますということを私は住民にきちんと説明していきたいと思っております。その中で、またいろいろなご意見があれば対応をしてみたいと考えております。

以上でございます。

15番（上野 登君） 以上で、質問を終わります。

議長（石崎勝三君） 15番上野 登君の質問を終わります。

次に、10番石松俊雄君の発言を許可いたします。

10番（石松俊雄君） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問を行います。10番石松でございます。

1 問目は、笠間市の非正規・不安定雇用対策についてお伺いをいたします。

最近、戦前のプロレタリア文学作家小林多喜二の小説「蟹工船」がベストセラーになりましたが、それだけ、若者の雇用と非正規労働が社会問題になっているということであり、私は、秋葉原の歩行者天国で起こった無差別殺傷事件も、非正規労働がもたらす社会の様相を示したものでなかったかと思っております。

平成10年から19年3月までの間に、日本の雇用構造は劇的に変化をいたしました。正規雇用が401万人減る一方、非正規雇用は553万人もふえ、実に、労働者3人に1人、女性と青年に限ると2人に1人が非正規雇用という状況になってしまいました。これらの非正規労働者は、不安定な雇用で劣悪な労働条件のもとに働かされております。パートの賃金は正規雇用の34%、非正規雇用で年収200万円未満が78.2%も占めております。

厚生労働省が7月22日に公表いたしました平成20年版の労働経済白書を見ますと、パートなどの非正規雇用の増加が労働者の仕事に対する満足度を低下させ、非正規雇用の拡大や賃金上昇が必要であると指摘をしています。昭和24年版以来初めて実施された労働者の意識調査では、仕事に満足している人は、正社員が33%、非正社員では、主婦が子育てをしながら余裕のある時間に働けるとい理由から40.4%が満足をしておりますが、正社員になれずにやむを得ず非正社員として働いている人に限ると、満足度は30.4%に低下をしております。

このため、労働経済白書では、年長フリーターなど、望まずに非正社員として働く層の正規雇用化が課題であると提言をしております。この望まずに非正社員として働いているという中には、ロストゼネレーション、あるいは貧乏くじ世代と言われている人たちが多く、この世代は社会に出るときがバブル崩壊後の就職氷河期と重なった、20代半ばから30代前半の団塊ジュニアと言われている人たちです。彼らの多くは、派遣や契約社員など不安定な働き方を余儀なくされ、フリーターやニートという社会現象にもなりました。一昔前なら、20代後半や30代でフリーターというのはあり得ませんでした。私は、非正規雇用の中でも、とりわけこのロストゼネレーション世代への公的支援が必要になっているのではないかと考えております。

そこで、お伺いをいたします。

笠間市における非正規雇用の現状を、市としてはどのように把握をされているのでしょうか。把握をされていなければ、実態調査をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

同時に、その笠間市の現状を含めて、今日の非正規雇用の労働者が増大する状況、特にロストゼネレーションの存在について、好ましいとお考えか、好ましくないとお考えか、市長の見解についてお聞かせをいただきたいと存じます。

また、笠間市では、民間委託、指定管理者への委託が進められておりますが、それらの場における労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法など、企業が遵守しなければなら

い個別労働環境におけるルールが守られているのかどうか、どのような方法でチェックをしているのか、教えていただきたいと存じます。

さらに、そうした非正規雇用の労働条件を少しでも改善するために、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律、いわゆるパートタイム労働法が改正され、本年4月1日から施行されています。改正法施行後は、パートタイムの労働者の待遇を通常の労働者と均衡のとれた待遇とするための措置や通常の労働者への転換を推進するための措置を講じることが、事業主に求められております。

この法律は、直接、公務員職場に適用されるものではありませんが、市としても、今回の改正法の趣旨にのっとり、市が雇用する臨時非常勤職員の均等待遇と雇用の安定を図っていくべきではないでしょうか。

そうした問題意識から、6点にわたってお伺いをいたします。

1点目は、現在、職員の29.4%が臨時非常勤職員になっておりますが、定員適正化計画の目標である平成22年4月には、臨時非常勤職員の比率はどれくらいに見込まれているのでしょうか。

2点目は、平成18年と19年の臨時職員の給与を職員課で伺いましたところ、学童保育指導員以外の給与はすべて改善をされておりました。なぜ学童保育指導員の給与だけが削減をされたのか、その理由をお聞かせください。

3点目は、臨時職員や非常勤嘱託職員の雇い入れの際、労働条件をきちんと文書で明示されているのかどうか、お尋ねいたします。

4点目は、非常勤嘱託職員については、数年にわたって継続的に正職員と同じような仕事をしているわけですから、勤務年数や経験に応じた報酬にすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

5点目は、臨時職員や非常勤嘱託職員にも夏季休暇、産前産後休暇の付与や教育訓練制度を設けるべきではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

そして、6点目に、臨時非常勤職員、特にその28.8%に当たる20代から30代の職員には正規職員へ転換する機会を与えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

続いて、通告2問目の国保会計の現状と国保税の今後についてお尋ねいたします。

国保は、基本的に国保税から成り立っております。そこに、国庫負担金や市が一般会計から法定利率に決められた額を国保会計に繰り入れて運営するものであります。プライマリーバランスが黒字であれば国保安定化基金に余剰金が繰り入れられ、赤字であれば基金の取り崩しや一般会計からの法定外繰り入れによって運営されますが、財政規律上、法定内繰り入れで運営するのが基本であることは私も承知をしておりますし、この間議会の中でもそのように主張してまいりました。

笠間市の国保税は、昨年、介護給付費の値上げにより実質上値上げされました。そして、ことしも医療給付費の増加に伴う値上げが実施をされております。現在の国保税額は、例

例えば4人世帯で所得300万円の家庭では49万2,400円となり、所得の16.4%が国保の保険料に取られることとなります。相次ぐ物価の値上げや所得の大幅な低下傾向の中で、市民生活は大変な状態になっております。多くの国保加入者の間で、来年もまた値上げになるのではないかという懸念と、どうして国保税が共済組合や組合健保の保険料よりも著しく高くなってしまおうのかという不満も高まっております。

そこで、5点にわたってお尋ねをいたします。

まず、来年度国保税値上げの可能性はあるのでしょうか。決算の見通しから教えていただきたいと思っております。

二つ目に、後期高齢者医療制度導入と老人保健制度廃止の影響についてお伺いをいたします。平成16年から19年にかけて、70歳から74歳までの老人保健から国保への移動によってふえた医療費支出と保険料の額を年度別に教えてください。平成19年度の70歳から74歳の医療費支出額と医療費支出総額に占める割合はどれぐらいになるのでしょうか。また、後期高齢者医療制度に対応するために行ったシステム改修の費用額と、そのうちどれぐらいが国庫補助をされたのでしょうか。あわせて、特定健診や特定保健指導義務づけに伴う補助金の額も教えていただきたいと存じます。

三つ目に、国には、国保税の収納率が悪い場合や自治体独自で医療や福祉を向上させると普通調整交付金を削減するというペナルティーがありますが、笠間市はそうした国からのペナルティーを受けているのかどうか、お尋ねをいたします。

四つ目に、滞納の現状についてです。平成19年度滞納件数のうち、年間所得200万円以下と100万円以下の割合はどれぐらいになるのでしょうか。滞納件数に占める20歳から60歳の割合、合併以降の軽減世帯の増加率と年齢構成についてもお伺いをいたします。

最後に、さきに述べましたように、4人世帯年間所得300万円の笠間市の国保税は49万2,400円ですが、年間所得300万円の市町村共済組合員、つまり市の職員が毎月払う短期掛金と介護掛金の合計は19万3,893円です。なぜ国保と一般サラリーマンの健康保険料にこんなに開きがあるのでしょうか。その原因についてお伺いをいたします。

議長（石崎勝三君） 質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

なお、11時から再開いたします。

午前10時48分休憩

---

午前11時00分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

20番野原義昭君が所用のため退席をしました。

執行部、答弁をお願いします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 石松議員の質問にお答えをいたします。

現在、20代後半から30代前半で、いわゆる就職氷河期と言われる時代に就職活動を行ったフリーター世代の存在についてであります。雇用の安定や安心して働ける職場は、経済の活性化や生活安定を図る上で大変重要であると認識しており、働く者だれもが望むものだと考えております。しかし、就職氷河期時代等の社会情勢や経済情勢を考えますと、安定した職場にはなっていない状況にあると思います。

したがって、フリーター世代の存在については、社会的な問題としてとらえております。このような状況を踏まえ、理想としては好ましい状況とは言えませんが、実態と理想にギャップがあると考えております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

〔産業経済部長 青木 繁君登壇〕

産業経済部長（青木 繁君） 石松議員の市内の非正規雇用の状況をどのように把握されているかという質問でございますが、これは、毎月、県内及び管内の水戸公共職業安定所笠間出張所におきまして管内の雇用情勢を作成しており、その中の雇用動向指標において把握をしている状況でございます。ただし、この指標につきましては、求人の届け出と求人の申し込みについて把握した数字でありまして、市内企業全体を把握しているわけではございません。

さらに、国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とした就業構造基本調査は、国において統計法に基づき5年ごとに調査を行っております。

実態調査につきましては、広域的、さらには全国的な問題でありまして、市町村単独で実施することは困難であると考えている次第でございます。

議長（石崎勝三君） 総務部長深澤悌二君。

〔総務部長 深澤悌二君登壇〕

総務部長（深澤悌二君） 石松議員のご質問にお答えいたします。

各民間事業所等においては、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等、各種労働法等は遵守すべきものであり、市が各種事業等で企業等と契約を結ぶ場合、各企業等にあつてはこれらの法令を遵守していることを前提として行っております。したがって、市は、各企業、事業者等が労働関係法等を遵守しているかまでの調査は行っておりません。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 市長公室長塩田満夫君。

〔市長公室長 塩田満夫君登壇〕

市長公室長（塩田満夫君） 10番石松議員の笠間市が雇用する非正規雇用に関するご質問にお答え申し上げます。

初めに、非正規職員と正職員との比率でございますが、現在、当市の全職員数に占めます臨時嘱託職員の割合は29.4%、約3割となっております。平成18年度に策定しております定員適正化計画においては、平成22年4月1日現在の数値目標を780人と定めておまして、今後さらなる職員数の減を見込んでございます。今後の施設運営におけます民間委託や指定管理者制度の進捗状況にもよりますが、平成22年の段階においては、臨時嘱託職員の割合は現在と同程度としております。

続いて、学童保育指導員の給与に関する質問でございますけれども、合併初年度の平成18年度に、合併調整といたしまして、各職種間でばらつきのあった臨時嘱託職員賃金の取り扱いにつきまして関係各課との協議を行っております。その際、県内各地の状況、各職種間におけるバランス等を考慮しながら各単価を調整いたしました。

その結果、5職種において賃金が上がり、学童指導員、図書館司書、レセプト点検員の3職種において賃金が下がっております。

ご質問にあります学童保育指導員の単価については、それまでの時給905円から900円となっております。また、賃金の調整と同時に、新たに通勤手当を支給することにしております。

3点目の雇い入れの際に労働条件を文書で示しているかということでございますが、臨時職員につきましては雇用通知書において、また嘱託職員につきましては雇用契約書において、任用時点で労働条件を明示しております。

4点目の正規職員と同様に勤務年数や経験に応じた報酬にすべきとのご質問でございますけれども、これにつきましては、本年8月に人事院より非常勤職員に対する給与についての指針が示されたところでございます。その中におきまして、非常勤職員の基本となる給与に関しては、類似する職務の常勤職員の給与を基礎とし、職務内容、職務経験等の要素を考慮して決定し支給すること、とされております。これに従い、当市においても、今後、臨時嘱託職員の給与の見直しを検討してまいりたいと考えております。

次に、非正規雇用者にも夏季休暇、産前産後休暇及び教育訓練制度を設けるべきとのごでございますが、非正規雇用者には数々の職種、任用形態がございます。全国の自治体において取り扱いがさまざまな状況でございます。

そこで、本年6月に総務省内に地方公務員の短時間勤務に係る諸制度や任用のあり方を検討する有識者による研究会が発足をしております。答申が出される見込みとなっておりますので、笠間市におきましては、この答申の動向を踏まえまして検討をしてまいりたいと考えております。

次に、嘱託職員に正規職員へ転換する機会を与えるべきとのごでございますが、笠間市の正規職員として採用される場合は、採用試験を通して選考された方が採用となるものでございます。このため、臨時嘱託職員のみが特別な措置により正規職員へ転換できるような制度を設けますと、平等の原則から外れるということになるため、仮に非正規職

員で正規職員の採用を希望されるのであれば、正式に採用試験を受けていただくことになります。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 国民健康保険会計の今年度決算の見通しから、来年度国保税値下げの可能性の件でございますが、一般被保険者、本年度4月から7月の4カ月間の医療費をもとに1人当たりの医療費の伸びを見ますと、対前年度比で月額618円の増となっているところでございます。1年間の医療費を推計してみますと38億1,184万3,000円で、前年度実績医療費と比較しますと6億7,717万9,144円の増となります。

また、制度改正により、一般被保険者数についても、19年度と比較しますと約3,400人の増となります。これらから、現状で来年度の動向を推察しますと、医療費が下がる要因は見当たらないので、国民健康保険税の値下げの可能性はありません。

続きまして、2の医療費につきましてのご質問でございますが、平成16年度4億3,817万4,543円、17年度が7億2,521万3,104円、18年度9億3,907万6,420円、19年度11億5,752万7,131円です。保険税につきましては、世帯ごとの課税となっているので、70歳から74歳等の年齢別の把握をすることができません。平成19年度の医療費支出総額45億1,614万6,613円に占める70歳から74歳の医療費支出額11億5,752万7,131円の割合は25.6%です。

後期高齢者医療制度のシステムにかかった費用額と国庫補助額の質問でございますが、国庫補助の対象事業としまして平成18年度より繰越事業となっておりました後期高齢者医療制度創設準備事業により、保険税徴収システム開発及び医療制度改革に伴う保険者システムの改修を実施いたしました。総事業費は315万円で、そのうち国庫補助金の交付決定額は300万円となっております。その他のシステム改修としまして、後期高齢者医療制度施行に伴う国保税激変緩和措置等に関する既存システムの追加改修を実施しております。こちらは、63万円の総事業費に対して国県等の補助はありませんでした。

次に、特定健診や特定保健指導義務づけに伴う補助金の額についてです。当初予算算定時に国より示されました概算数値では、集団方式の健診形態についての1人当たりの補助額は、40歳から64歳では960円、4,440人で合計426万2,000円を見込んでおります。また、65歳から74歳の1人当たりの補助額は、410円で、2,898人、合計118万8,000円を見込んでおります。これらから、国庫負担金545万円及び同様の算定で県負担金545万円と合わせて総額で1,090万円を計上してございます。

笠間市は保険税収納率や市独自の医療福祉制度による国からのペナルティーの件でございますが、保険税収納率の低下による直接的なペナルティーというのはありません。しかし、特別調整交付金の交付申請時の評価基準の一つとして、保険税の収納率の確保、向上などの審査項目があり、前年を下回るとマイナスの評価となってしまう、交付金の減額の

要因の一つとなると思われます。また、市独自である食事代負担分の医療福祉制度については、ペナルティーの対象となっておりません。

続きまして、平成19年度滞納件数のうち、年間所得200万円以下と100万円以下の割合についての質問でございますが、7月11日現在の滞納世帯の割合であります。年間所得200万円以下の世帯では、4,510世帯中652世帯で14.5%となっております。また、年間所得100万円以下の世帯では、4,252世帯中607世帯で14.3%となっております。

滞納件数に占めます20歳から60歳の割合についての質問でございますが、こちらの件数については、現在のシステムでは把握できません。

合併以降の軽減世帯の増加率と年齢構成についてでございますが、合併以降の軽減世帯数につきましては、平成18年度は対象世帯1万6,583世帯中軽減世帯6,713世帯、平成19年度につきましては、対象世帯1万6,696世帯中軽減世帯が6,935世帯で、前年対比で3.3%の増、平成20年度については、後期高齢者医療制度の改正等の影響もあり、対象世帯も大幅に減少し、1万3,806世帯中軽減世帯は5,248世帯で、軽減世帯数の対前年比は24.3%の減となっております。

また、年齢構成につきましては、先ほどもお話ししましたが、現在のシステムでは把握できません。

それから、3番目の国保税が政管健保や健保組合、共済組合などより高くなる要因は何かとのことでございますが、国民健康保険制度においては、家族構成、賦課限度額等の賦課方式の違いがありまして一概には申し上げられませんが、対象者の年齢構成が高く医療機関等の受診者が高いため、1人当たりの医療費が高くなることが要因ではないかと思われれます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 10番石松俊雄君。

10番（石松俊雄君） 幾つかよくわからないところをお尋ねしながら、通告で残しております追加項目について再質問の中でさせていただきたいと思っております。

一つは、非正規雇用の問題なんですけれども、私の質問の趣旨は、先ほど述べましたとおり、パート労働法が改正をされております。この改正パート労働法が4月1日から施行されているわけなんですけれども、繰り返しになりますが、公務員職場には適用はされないんですけれども、私は、やはり適用に沿った努力といいますか、そういうことをすべきだろうという立場から、幾つかの点について質問を申し上げたわけです。そういう趣旨を踏まえていただいてご答弁をいただきたいということを、まず申し上げたいと思っております。

定員適正化計画の話なんですけれども、これなぜお聞きしたかといいますと、職員が848人から780人に減ったとしても、減った分非正規雇用で補われてしまうと全く意味がないというふうに思っていたんですけれども、これは29%維持していくということですから、問題はないかなと思っておりますので、これは了解をいたしました。

ただ、学童保育の時給の問題なんですけれども、これは学童保育だけではなくて図書館司書、レセプト関係もそうだと答弁の中で言われたわけなんですけれども、調整をされたということはわかりました。調整をされて、一般事務の方、あるいは調理員の方、用務員の方は同額ですけれども、ほとんどが改善をされているんですね。

例えば土木作業員であれば6,500円が7,200円になっておりますし、有資格者、いわゆる保健師とか看護師の資格を持っている方は7,240円が7,600円に、すべて改善されているわけですけれども、なぜこの学童保育、司書、レセプトの方だけが905円から900円、時給で言うと900円、日に延べますと7,240円が7,200円、わずかですが、40円下がっているんですよ。調整したらなぜここだけが下がるのかということを知りたいわけですよ。

改正パート労働法では、非正規雇用の職員の基準を上げなさいと。労働経済白書でも、改善をなさいということが提言をされているわけですけれども、そういう提言の趣旨に沿ってほかの職種の方というのは上がったのだろうと。趣旨に沿ってというか、調整の中で上がったという答弁ですから、趣旨に沿ったかどうかはわかりませんが、趣旨どおりになっているわけですけれども、なぜこの部分だけが下がってしまうのか。これちょっとわからないので、きちんとご答弁をいただきたいなということです。

ほかの種々の質問申し上げましたけれども、要するにお伺いをしたいのは、私も、地方公務員の短時間勤務の在り方等に関する研究会というのが総務省でつくられて、第1回が7月に、7月の会議の議事録なんかも見ております。こういうものができたからこそ、パート労働法の改正に沿った市の非正規職員の現状がどうなっているのかということ、あえて私は今回の一般質問に取り上げているわけですから、そのことはご理解をいただきたいと思います。

この在り方研究会の中には、私どもの自治労、自治体労働組合の本部の江崎労働局長も入っておりますし、横須賀の竹内人事課長も入っております。有名な方です。こういう方が入っておりますから、もちろん地方公務員法は、臨時職員については継続雇用を対象とした法律になっておりません。しかし、現実的には6年、7年、笠間でいえば7年ぐらい勤めた方がいらっしゃるといことなんですけれども、自治体は継続雇用になっているという現実があるわけですね。ところが、地公法はそうっていない。この矛盾をどういうふうに整合性させていって、労働経済白書が言っているように非正規雇用の方の労働水準をどう上げていくのか、賃金とかそういう待遇をどう上げていくのかというところの調整をどうするのかという研究会なんですね。

方向性は、どう考えても非正規雇用労働者の労働条件を改善していきましょうという方向性になるのは、だれが見たってこれは明らかなことなんです。その方向性が決まっているわけですから、地公法とそういう方向性の整合性をとりなさい。そして各地方自治体でもそういう努力をなさいという提言になるのは、どう考えたってわかるじゃないですか。ですからこそ、この提言を待つのではなくて、笠間市独自として、その方向性が出て

いるわけですから、早目に私は検討をしていただきたいなということなんです。

だから、文書名でされているとかという個々の問題ではなくて、笠間市としては、非正規雇用職員の労働実態をどのようにとらえて、それをどうアップしていくのか、そういうことを研究をしていただきたいということなんです。

例えば東京の荒川区では、先行してことしから非正規雇用職員の職務の職責に応じた給与制度というのが導入をされております。これも地公法との矛盾が国とか都から指摘はされていますけれども、これは継続雇用を目指したのではなくて、あくまで職務職責に応じた給与体系の新しいシステムですということで、認められているんですね、国から。だから、今の範囲の中でもできることがあるわけですから、私はぜひこのことをやっていただきたいという、そういう質問なので、提言を待ってからでなくて、提言の方向性はもうわかっていますよ。世間の方皆さんわかっている方向性なんですから、その方向性に沿って先んじて私はやるべきではないかなと思っています。

それから、ロストゼネレーションの問題については、市長のご答弁の中で、社会的問題だというふうに言われました。社会的問題であるということは、この20代後半から30代の人たちに責任があるわけではなくて、やはり社会に問題があるということだと思っんですね。そういう中にほうり投げられている世代なわけですから、この社会的な矛盾、問題点を解決していく、そういう解決の施策をするというのは、国の責務であり、地方自治体であれば地方自治体の私は責務ではなからうかなと思っんです。

そういう意味でいうと、この20代、30代の方が、笠間市の臨時嘱託274人のうち、28.8%、79の方がこの世代に属するんですね。こういう方々については、やはり何らかの施策を私は考えていくべきだろうと思っんです。

何も、私が言っているのは、正規の試験を受けないでそのまま勤めているんだから正職員にしなさいと、そんなことを言っているわけじゃないわけですよ。この79人の方がいるわけですよ。長期に勤めている方もいるわけですから、その人たちには、例えば試験を受けるのであれば、その人たちの試験枠を決めてあげるとか、そういう工夫というのはいろいろできると思っんですけれども、正規の試験を受けるべきだと切っ捨てするような答弁ではなくて、このロストゼネレーション世代に対する対策を考えていただけないかどうか、そういう立場でのご答弁をぜひお願いしたいと思っます。

それから、ロストゼネレーションの問題は社会的な問題なわけですから、市の職員の問題だけではないということです。そういう意味でいいますと、若い人たちというのは、労働法、労働契約法、働く者の権利といいますが、そういうことを知らないまま非正規雇用の状態のまま働いている人がたくさんいます。そういうところに問題意識を持った地方自治体では、働く市民のガイドブックのようなものを発行したり、あるいは市独自として相談の窓口を設けていたり、そういうところもあります。

私は、そういう取り組みといいますが、市の職員だけではなくて、市民全体の中で置か

れている20代半ばから30代の若者に対する労働雇用政策というものがあってもいいんじゃないかなと正直言って思うわけです。

総合計画の文書の中には、安定した雇用の確保と就業環境の向上に向けた各種制度の普及や福利厚生の実充に努めていく必要がありますと、今言った趣旨が述べられているんですけども、残念ながら具体的な政策を言いますと、雇用の場を創出する事業、企業誘致だとか産業誘致だとか、そういう施策というのは結構いろいろあるんですけども、非正規雇用労働者、ロストゼネレーションを対象にした相談窓口、支援策というのは、正直言って、ないに等しいんですね。そういう観点での支援策というのは、私は必要ではなからうかと思うんですが、そういう趣旨での研究とか検討というのは行っていただけないでしょうか。そういう意味でのご答弁をお願いしたいと思います。

それから、国保会計の問題についてお伺いをいたしました。平成16年から19年にかけて、少しずつ老人保健の70歳から74歳の方が国保に漸次入れられていったんですね。その医療費の支出額が、約41億円から、合計すると44、45億円になるんでしょうか。この負担が、平成16年度から19年、国保会計の方にはふえています。

それから、保険料がそれに応じてどうふえたのかということもお聞きしたかったんですけども、この保険料については、担当課の方からは、システム上把握できませんということが言われました。それから、ご答弁の中でも、年齢別、世代別のものについても不可能だということが言われたんですね。

私も、通告をしているわけですから、不可能と言われては困るので、何とか数字を出してほしいというふうにも思ったんですけども、ただ、システム上不可能だと言われ、現場の課長さんは、数字を出すんだったら一人一人のデータを今から全部見て計算をしないといけないと言われたんですね。何万人ものデータを一個一個見て計算をしないといけないわけですよ。こんなばかなことやってられないし、職員の皆さんもお忙しいから、そんなことは頼めないなと思って、それ以上私も申し上げなかったんですけども。ただ、よくよく考えてみますと、要するに、国が現在求めているもののデータというのは把握ができる、そういうシステムになっている。けれども、地方自治体で独自にいろいろなことを考えようと思って、例えば年齢別、階層別のデータ欲しいなと思って、何万という基礎データはデータ化して持っているんだけど、それを加工することができないのが、今のシステムの現状だなというのを私はつくづく感じさせられたんですね。

先日の自治講演会で片山先生が、分権の確立ということをおっしゃっていました。地方自治体のミッションということも強調されていました。

そういう意味でいうと、国の制度のペナルティーは今のところないというふうにおっしゃっていましたけれども、国からのそういうお金とか交付金のペナルティーによる縛りだけじゃなくて。私は、この国保のシステムでも、地方自治体が自由に物事を考えていける、主体的に考えていける、そういうシステムになってないんだな。こういうところにも、官

僚制といいますが、官僚的な弊害が私は出ているんだなということを実感をさせられたわけです。

ですから、私は、そういうのに負けないで、片山先生がおっしゃったように、笠間市独自のシステムを開発していくべきじゃないでしょうかね。

いずれ、政権かわるかどうかわかりませんが、国保や後期高齢者医療制度の法律が変わっていけば、またシステムを変えなきゃいけないんですね。そのときに国の法律に合った小回りのきかないシステムを導入するのでは、法律が変わるたびにお金がかかっていくわけじゃないですか。そうじゃなくて、市で独自にシステムを開発していれば、そのときはお金はかかるかもしれないけれども、法律が変わってかかるお金というのがなくなるわけですから。私は、こういうところできちんと、財政の効率化といいますが、経費のむだを省くという意味でも、ぜひそういうことも私は考えていただきたいと思うんです。

私がこのたくさんの数字のデータを求めたのは、なぜ求めたかと申しますと、滞納状況を見てみますと、滞納の繰越分、長期滞納の分がふえているというふうに伺っています。20歳から60歳の割合を何で知りたかったのかといいますが、データが示されないのが数字的に証明できないので大変残念なんですけれども、年金暮らし、いわゆる高齢の方の滞納がふえているわけじゃなくて、20歳から60歳の、いわゆる現役の方の滞納がふえているんですね。全国どこでもそういう傾向が出ているんですよ。

ということは、どういうことかということ、現役世代が所得を得られなくて、払いたくても払えない、そういう国保加入者がふえているということだと思えますよ。滞納もふえていますとか、国保税の収納率はこれくらい上がりましたとかという単純な数字ではなくて、滞納がなかなか改善されない。この滞納の中身について、私は精査すべきだろうと思うんです。これで現役世代の滞納がふえているとすれば、それは所得が低くなっているから払えないわけですよ。所得が低くなって生活が大変になっているということは、国保の問題じゃないわけです。笠間市の市民生活の問題なんです。この笠間市の市民生活の問題を、国保の税金だけ、国保会計にだけしわ寄せをするというのは、私はやっぱり間違っていると思います。ここの間違いを正したいがために、数字を知りたかったんです。

数字が出ないので、間違っているという指摘はできませんけれども、私は次年度の予算を考えるときに、ここの数字が本当にふえていって、生活が大変で、納めたくても納められない人に課税する件数がふえているとすれば、私はそれは一般財政の問題であるからこそ、一般財政からの法定外繰り入れを考える、そういう時期に来ているのではないかなということなんです。そのことをぜひ次年度予算のときには考えていただきたい。

そういうシステムの改善と、調べるべきデータをきちんとそろえるということ同時に、国保税の値上げ、改定を考えられると思うんですが、そのときに一般会計からの法定外繰り入れの可能性についてもぜひ検討していただきたいということなんです。これをつけ加えて、再質問をさせていただきます。

議長（石崎勝三君） 市長公室長塩田満夫君。

市長公室長（塩田満夫君） 石松議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

初めに、学童保育についてなぜかということで、再度答弁をということでございます。

これにつきましては、先ほども申し上げましたように、合併初年度の平成18年度に、3市町それぞれの合併調整といたしまして、各職種間でのばらつきのあった臨時嘱託職員の賃金の取り扱い、もう一つは県内各市の状況、それらを勘案いたしまして、県内各地の職種間のバランス等を考慮しながら各単価を調整したところでございます。

その結果、賃金の上がった職種につきましては、保育士が905円から950円、栄養士が945円から950円、教諭が905円から同じく950円、調理員が895円から920円、配膳員が895円から920円、賃金下がった職種でございますが、今ご質問いただいております学童指導員が905円から900円、司書が975円から950円、レセプト点検員が1,000円から950円ということで、それぞれ調整をさせていただいたところでございます。

それから、2点目の有識者研究会が今行われているということで、提言を待たないでできるものはやるべきというご質問でございます。

これにつきましては、あくまでも市の方といたしましては、答申の内容を確認しながら対応してまいりたいと考えております。

それから、非正規雇用者といいますか、臨時嘱託職員の正職員への転換の機会をということで再度ご質問をいただきました。

これにつきましては、繰り返しになりますけれども、公平性、透明性の観点から、正規な採用試験、これを受けていただくということで行ってまいりたいと考えております。そうでないと、臨時嘱託職員のみが特別な措置を受けますと、正式に試験を受けたいという方の雇用機会の平等性が損なわれるのではないかと考えております。そういう意味からすれば、現在、転換の機会を与えているというふうに考えております。言い方を変えますれば、正式な試験を受けていただくということでその道を開いておりますので、私どもとしては、転換への機会を与えているというふうに考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 国保税のシステムの件でございますが、現在、システムについては、国保税以外についても、国県の報告に対応できるような形が基本的な形として各市町村で取り入れられているのが現状だと思います。

それについての笠間市としてのシステムの開発という件でございますが、合併前等につきましては、県内何市町村かで独自にやっている市町村もございましたが、合併後はかなり数が少なくなったというふうに聞いております。導入のメリット、財政的な効果、職員の問題、そういったものを踏まえた上での財政的な効果を考慮した上での民間委託ということでの対応でなったのかなと考えるところでございます。笠間市としての独自の開発と

ということにつきましては、非常に難しい点もございますので、今後課題といたしていきたいと考えております。

それから、繰り入れの件でございますが、19年度の法定分の繰り入れということでございますが、実績で4億9,715万5,002円ということで、一般会計より繰り入れているわけでございますが、保険税の値下げなどのために国民健康保険制度上法定分以外の繰り入れをするということは適正でないということも国からも指導されていることから、現段階では法定外繰り入れについては考えはございません。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 10番石松俊雄君。

10番（石松俊雄君） 同じことを言うの嫌なんですけれども、二つだけ絞って言いますね、5分しかないので。

要するに、臨時職員905円が900円になったとか、1,000円が950円になったということについてなんですけれども、県内の状況を見たりとか、それはわかりましたよ。状況を見て、何で下げるんですかと私は言っているわけですよ。わかりますか、公務員の皆さんは、年がたてば、ベースアップなくたって年齢で昇給していくんですよ。学童の指導員さん、見てくださいよ。一生懸命働いて、次の年、雇用されるかどうかわからない、何年勤められるかわからないという、そういう不安を抱えながら、何年働いても同じ金額なんです。それでも皆さん一生懸命仕事しているわけでしょう。その人たちが、県内の金額の調整だからといって、次の年から、例えば学童の職員7,240円ですから、わずか40円ですよ。40円下がっただけなんです。何でこんなことやるんですかと言っているわけですよ。

学童の職員、子供たちを見ているわけでしょう。モチベーションありますよ。何とか放課後の子供たち大事にしようとして一生懸命やっている。来年から40円下がりますよと言われてたら、どういう気持ちになりますか。そういう非正規で働いている人たちの気持ちを考えるべきだと国は言っているわけですよ。そのための研究会がつくられているわけですよ。何で切り下げるんですか。調整するんだったら、せめて同額を確保するというのが、働いている人の気持ちを考えた、それから学童で言えば、子供たちのことを考えた行政のやるべきことじゃないんですか。そこを何で勘案しないんですかということをおっしゃっているわけですよ。基準が平均したらこうなりましたからと言われてたって、それじゃだめでしょうと。血の通った行政じゃないでしょうということをおっしゃっているわけですから、そのところ、考え方変えてくださいよ。

それから、7年間勤めている、3年間勤めている、さっきも言いましたけれども、臨時職員を正職員にしるとか、試験を受けなくても正職員にしるとか、私はそういうことを言っていないと言っているでしょう。20代半ばから30代のロスジェネレーション世代の人たちがいるでしょうと。そういう人たちが市の臨時職員として長期間働いているのであれば、その人たちに何らかの支援策をしてもいいんじゃないですかと。その支援策の一つが、例

えば試験を受けるときのその人たちを対象にした試験枠を設けるという、そういう手もありますよねと言っているわけですよ。そういう支援策も何もやらない、何もやりません、国の答申待ちます。結局、何もやらないと言っているのと同じじゃないですか。私が言っていることをわかっていただいているのでしょうか。それちゃんと答弁してください。

それから、国保税の問題についても、値下げをなさいと私は言っているわけではないんです。一般会計から法定外繰り入れをしなければならぬような状況に中身がなっているでしょうという指摘をしているんです。それは滞納の現状から見るべきですよ。経済的に払いたくても払えない世帯がふえています。それから、軽減を受けている世帯もふえています。軽減を受けている加入者がふえると、それだけ収入の保険料は下がるわけですから、そういう状況を考えたら、それは国保だけの問題ではなくて、市民生活の所得が低下しているという問題だから、一般行政の問題にかかわるでしょうと。そうであれば、一般会計から繰り入れるという、そういう理由も成り立つんじゃないですか。国がどう言っているかは別です。笠間市として、そういうスタンスに立って法定外繰り入れができるかどうかということを調査研究してくださいと言っているんですよ。しませんと言われても、それは困りますよ。やはり現実を踏まえて調査研究すべきだと思います。ちゃんと答弁をお願いします。

議長（石崎勝三君） 市長公室長塩田満夫君。

質問者に対して答弁を明確にしてください。

市長公室長（塩田満夫君） 石松議員の再度のご質問にお答え申し上げたいと思います。

学童保育で、なぜ905円から900円に調整がされたのかということでございますが、先ほど申し上げました他市町村の状況、支払い状況、それから職種によつての難易度、そういうものを比較いたしまして、905円から900円に調整をさせていただいたということで、これにつきましては、それぞれの学童指導員の方に了解をとってお願いをしたということでございます。

それから、正職員への転換の機会、これについては、今現在、30歳までの職員については一般職を条件としてございます。それから、今回でございますが、専門職として建築士を採用する予定になってございます。この方につきましては、40歳まで年齢制限を引き上げようということで対応しているところでございます。30歳から40歳まで笠間市のすべての職員ということになりますと、今後の人事管理上の問題にも影響してまいりますので、私どもの必要な部分でそういう対応をしてみたいと思っております。検討はしてみたいと思っております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 先ほども申しましたように、現段階では法定外の繰り入れというものは考えておりませんが、今後研究をしてみたいと考えております。

〔「ロストゼネレーション世代に対する支援策検討するのか」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 答弁がないようですので、できなければできないように。

副市長渡邊千明君。

副市長（渡邊千明君） 石松議員の質問にお答え申し上げます。

石松議員ご指摘のとおり、現行の地方公務員制度と現状の状況、これにギャップが生じていることにより、さまざまな問題が発生しているということは、我々も認識いたしております。

しかしながら、地方公務員制度に関しましては、地方公務員法を初めとする諸制度の枠内で運用されるべきものと考えておりまして、非正規雇用者に関する、例えば新たに試験枠を設けるべきだというご指摘、それから昇給制度等々の問題につきましても、そういう国の方で検討が現在行われている状況でございますので、その状況を見据えながら市の方の対応を調べてまいりたいと考えておりますので、よろしくご了解いただきたいと思います。

議長（石崎勝三君） ここで石松俊雄君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

なお、午後 1 時より再開いたします。

午前 1 1 時 4 9 分休憩

---

午後 零時 5 9 分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2 番石田安夫君の発言を許可いたします。

2 番（石田安夫君） 2 番、通告いたしました順に従いまして一般質問を行います。

初めに、農商工連携促進法について伺います。

農商工連携とは、商工業者と生産者・農林水産業者がサービスや商品の開発で連携し、地域活性化を促す取り組みです。単に農林水産物をつくって売るだけでは、経済的な波及効果は限界があります。農林水産業者が中小企業と連携をして、相互の経営資源を活用し、新商品や新サービスを生み出すほか、工夫を凝らした取り組みを展開することで、それぞれに経営の改善が見込まれます。そして、地域経済の活性化を促し、ひいては雇用の拡大などにもつながります。

こうした農商工連携を促すために、地域を支える中小企業と農林水産業が連携した事業に対して税制面で支援する農商工連携促進法が今年 5 月 16 日に成立、7 月 21 日に施行されました。この法律によって、地域を支える中小業者と農林漁業者が連携をして新たな事業を起こす場合、事業計画が認定されれば、設備投資や生産、販売、需要拡大など一連の事業展開にわたって減税や低利融資、債務保証など、きめ細かな支援措置を受けることが可能になりました。予算面では、経済産業省と農林水産省が共同して農商工連携の支援を進

めるため、2008年度予算にそれぞれ約100億円が計上されております。

農商工連携の取り組みは、新規事業における地域産物の消費の促進や地域産品の輸出の強化など、地域活性化への有効な手段となります。本市笠間市において、地域の状況に合わせて農商工連携に取り組んでみてはと思います。

取り組みの参考として、農水、経済両省が、既に全国で展開されている先進的な事例をまとめた「農商工連携88選」、平成20年4月4日公表されております。

例えば、A、新商品の開発、江別麦の会、北海道江別市は、小麦生産農家が栽培の難しい「ハルユタカ」の初冬まき手法を導入し、製粉業者が少ロット対応の製粉システムを構築しました。これに大学や公設の試験場が栽培技術や品質確保、成分分析で協力をし、地域ブランド「江別小麦めん」として年間260万食を販売、2006年度の売り上げは約3億円となりました。

また、B、新サービスの提供、グラノ24K、福岡県岡垣町は、旅館と地元農家の連携で新たなサービスの提供を始めました。地元農家がつくった減農薬栽培農産物を活用したジャムなどの加工品を販売したり、自然食レストランで新メニューを試案したり、ウエディング事業などにも反映しております。年間30万人の観光客が訪れるこの地域では、地元農家や旅館業者への売り上げだけで月50万円から100万円程度、若者が将来に希望を持って農家を継ごうという機運で盛り上がっているとされておりしております。

C、新しい生産方式・販売方式の開発、年商15億円、210カ所に直営農場を持ち、465戸の農家と契約をする新福青果、宮崎県都城市は、ITの活用により「見える化」を実現し、安全安心な農業を始めました。同社は、主に根菜類、カット野菜、冷凍加工野菜を扱い、全国の生協やレストランに直接販売をしております。大日本印刷の技術支援を受けながらITを使った独自のトレーサビリティシステムを構築、生産、在庫、販売を体系的に管理し、農業現場の「見える化」を進めております。

また、Dとして、多様な連携、ワサビは水管理など栽培管理が難しいですが、大学から栽培管理技術の指導を受け、奥田建設、これは宮城県仙台市ですが、ワサビ事業に参入、土木工事のノウハウが生かされ、ワサビ栽培装置を導入し、栽培に当たっては地元農家とノウハウを共有、販売においては老舗蒲鉾店等と連携し、平成18年度の売り上げは1,200万円となり、販路拡大に努めております。地元農家の意欲向上、休耕田の有効活用、建設需要の喚起に効果を上げております。

以上のことを申し上げて、国は、地域の強みである、1、農林水産物、2、産地技術、3、観光資源を活用し、5年で地域産業発展の核となる1,000の新事業の創設を目指しております。笠間市において、地域の状況に合わせて、地域活性化への有効な手段となる農商工連携に取り組んでみてはと思いますが、どのように対応するのか、お考えを伺います。

次に、笠間の菊まつりについて伺います。

最初に、長年、笠間の菊まつりに携わった方々に深く感謝を申し上げます。

近所で、毎年たくさん菊づくりをし、地域の公民館やお稲荷さんに展示している方がたくさんおります。一人で50鉢、100鉢とつくって、その中でいいものを何鉢か展示をしていると伺いました。

そこで伺います。

1、提出者の評価制度はどのようにしているのか、伺います。

2、提出者に感謝状をと考えますが、市はどのように対応するのか、これも伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

答弁により2回目の質問をいたします。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

〔産業経済部長 青木 繁君登壇〕

産業経済部長（青木 繁君） 2番石田議員から2点ご質問をいただきました。

まず、1点目でございます。

農商工連携の取り組みについてでございますが、国におきましては、本年5月16日に、中小企業者と農林業者との連携による事業活動の促進に関する法律、いわゆる農商工連携法が成立し、この7月に施行されました。

農商工連携法は、地域の基幹産業である農林水産業と商業、工業などの分野が連携し、それぞれの経営資源を有効に活用することで相乗効果を発揮し、農林水産業者と商工業者のさらなる経営力の向上と地域の活性化をねらいとして、低利融資や債務保証及び補助金などの創設等を行うものでございます。

本市は、穏やかな気候に恵まれ、季節ごとにさまざまな農産物が収穫されており、地場産業である笠間焼や稲田みかげ石などのほか、農業者と製造業者、小売業、サービス業などの豊富な資源を活用したさまざまな連携を行う可能性を有していると考えております。

また、体験型農園や自然を活用した農業体験などのグリーンツーリズムにも取り組んでおり、それらの事業と連携の必要性も感じており、今後、県や国と連携し、農商工連携事業の調査活用を進めてまいりたいと考えております。

次に、笠間の菊まつりについてのご質問でございます。

ご承知のとおり、笠間の菊まつりにつきましては、ことしで101回を迎える歴史ある祭りでございます。

また、菊につきましては、農業分野で県の銘柄産地にも指定され、さらに、平成19年1月1日に制定されました笠間市の花・木・鳥にも、市の花として位置づけられております。

昨年でございますが、大きな節目の第100回の菊まつりに当たり、新たに菊まつり連絡協議会を設置し、市民挙げての祭りにすべく動き出したところでございます。

さて、市民菊花展につきまして2点ほど質問をいただきました。

この市民菊花展は約30年の歴史があり、祭りの原点である市民参画にも大きく貢献しており、市といたしましても活性化を図るべく支援をしております。

市では、市民菊花展の活性化を図るための菊苗の無料配布、堆肥の有料配布を実施しており、また会員の技術の向上を図るため栽培講習会を年4回開催するなど、初心者からベテランまで技術の程度に応じて栽培に取り組めるよう、菊づくり講習会を開催しております。本年は、岩間、友部地区からの新たな参加者がありまして、約90名の方が参加しております。

しかし、参加者は初心者からベテランまでおり、意欲も技術も大きな隔たりがありまして、この中で、市民菊花展に出展する方は、参加者の3分の1程度の30人ぐらいでございます。今後も、市民参画の菊まつりを活性化するため、市民菊花展に参加しやすい環境や栽培技術の向上を図るため講習会の充実などを図ってまいります。

次に、菊の出展者に対する感謝状の件でございますが、この市民菊花展につきましては、市民参画として多くの方々から日ごろの努力の成果を出展いただいております。優秀な菊栽培をした方を表彰するため、県知事賞、市長賞を初め、特別賞、佳作として10賞、そして20名程度に下付しております。さらに、参加者の方々には、菊栽培の技術や品質向上の参考としていただくため、参加賞としまして菊人形展の入場券を配布しております。

今後、この市民企画展の活性化を図るため、さらに表彰制度の工夫を凝らしたいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 2番石田安夫君。

2番（石田安夫君） 初めの農商工連携の方ですが、今までの政策というか、グリーンツーリズムとかいろいろなことをしておりますが、僕もAとかBとかいう形でちょっと読ませてもらったんですけども、僕はこれに当たるんじゃないかなと思って。Bの新サービス提供、例えば農業者、僕の意見なんですけど、あとは旅館、焼き物、ちょっと話を聞いていただければと思うんですけど。農業者は、笠間市の場合、常陸秋そばとか、そのほかクリとか、いろいろなものをやっている方がおります。それを、例えば旅館に1週間とか10日滞在してもらって、滞在する間はその農家のものを食べていただいて、滞在中に焼き物をやってもらおうと。さっきの菊の話ではないですけども、10級とか、5級とか、名人とか、そういう形で段階を経て評価制度をつくって、1回目は10級で、次に焼き物をつくったら5級とか1級とかにして。それから、極端な話、柔道じゃないけれども初段とか、そういう形で、常に笠間に来られるような形、要するに新しいサービスということなんですけど。そうすると基本的に農家も助かるし、笠間の旅館業も大変な状態なので、そういう部分も考えて、調査研究するという意見でしたが、これはぜひやるべきだと私は考えております。

国の方も1,000件ほどの形をつくっていきたいということなので、前にも僕は南高梅の話、合併する前のことでもございましたけれども、南高梅の話をしました。今、現実には所得がちゃんとふえているところといったらば南高梅なんですよね。年収が3,000万円ぐらい

あって、1軒の農家で土日ゴルフに行くとか、そういうことをやっているわけですよ、現実には。その起点というのは、あそこは梅があった、南高という高校がつくってどうのこうのというのがありましたけれども、その梅と、地元にあった八チみつを今風にブレンドして、それが南高梅という形をつくって、ブランド化して売ってきた。年収が3,000万円もあるというのはすごいことなので、笠間市も、確かにいろいろなことやっていますよ、部分的に。でも、全体的にどうするかということを考えているのかなと思いますよ。こっちではこういうことをやっています、こっちではこういうことをやっていますと。現実には、形として国がこういう政策を出したのならば、調査研究じゃなくて、やっていきますということ。南高梅のあそこは、まだ町ですか。首長さんが号令をかけて、必死になって形をつくって、物すごい年収を生み出して、財政だって豊かになったわけですよ。

そういう思いが全く感じられないので、これは市長どうですか。そういうことをやってみようという考えはあるのかどうか、それを聞きたいと思います。

次、菊の評価なんですけど、30人中20人がいろいろな賞をもらおうと。確かにそのとおりです。しかし、5年とか10年とか長年やっている方が、はっきり言って50鉢とか200鉢つくるのは大変ですよ。その中で6鉢かな、ちょっと本数は定かじゃないですけども、評価するときに花の状態がよくなければ、それはだめなわけですよ。でも、現実には100鉢とか50鉢とかつくって、その中でいいものを出して、評価する日がずれちゃえばその花はだめになっているし、そういう部分で市として感謝状を、はっきり言ったら全員に出してもいいじゃないかと、高齢者が一生懸命やっているわけですから。

その辺の答弁をもう一度お願いします。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 再度の質問の中で、まず農商工の関連につきましては、例えば旅館、あるいはクリとかソバとか、豊富な資源を用いて、横断的な取り組みの中でいろいろなことができるんじゃないかということでございます。これもグリーンツーリズムと似たような部分がございます。

笠間の観光というのは、商工の方も大きく絡んでおります。当然、お土産なんかも絡んでおりますし、観光の中の大きなテーマとしましては、年間通年型で人を引くということが大きな課題であり、それに向けていろいろ努力しているところでございますので、ぜひ積極的に進めていきたいと考えております。

それから、菊の評価でございますが、先ほど申し上げましたとおり、初心者からベテランまでいろいろいます。そういう中で、90人の中で出る方が30名程度、そして大部分の方には賞を下付しているという状況でございます。

そういう中で、参加者全員に参加賞を下付したらどうかということでございますが、そういうことも含めて、評価そのものは、日本菊花会の評価マニュアルがございまして、文

とか色とか、それから天地人、花の高さだとか、あと病気にかかっているとか、それから菊も一番いい状況の中で審査をする、峠を越したやつなんかは点数が下がる、そういうことも含めて、市としては、この市民菊花展、これを積極的に進めていきたいと考えております。

特に、二本松の菊まつりというのは、笠間の菊まつりと違いまして、笠間の場合は神社と市が大部分を担っていると。二本松は、逆に愛好会で担っているというようなことを考えますと、この市民菊花展がいかに基本的に大事なことからということを考えておりますので、その辺を踏まえて積極的な対応を図っていききたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 2番石田安夫君。

2番（石田安夫君） 市長にもということをお願いしたんですが、最後にぜひお願いしたいんですが、旧笠間のときに南高梅の話をして、笠間は本当に最終的に食文化の問題じゃないかということだったんですよ。食文化というのは、今、合併して、友部のいろいろなものがある、岩間のいろいろなものがある。そういうものを生かして、地産地消じゃないですが、そういうものを旅館で、またいろいろなお店で使ってもらって、旅館に泊まった人に焼き物をやってもらうと。それも滞在型にして、1週間とか10日とか滞在していただいて、その焼き物に対して、初めは初級だとか、初めてつくるわけですから、評価としては5級か6級とかそういう評価をつけて、賞状を出すみたいな形にして、もう1回来ていただいて、また泊まって焼き物やった場合には、腕が上がれば評価をどんどん上げていく。そうすれば、あくまでもサービスとして私は考えているんですけども、その辺のところも含めて、何かをやろうと、そういう思いがないと、これは絶対にやる価値が僕はあると思います。本当にいろいろな部分で、農家にしても、旅館もそうだし、焼き物もそうだし、やはり国がこういうふうな制度をつくってやりなさいよと来ているわけですから、市としても、そういう対応を、形として、こういうふうにやっていきますとか、市長がこういう返事をしてくれるかちょっとわかりませんが、ぜひこれは進めていただきたい。

初めは、多分、小さなことかもわかりませんが、これが形になれば、どういうものが当たるかわからないわけですよ。そういう部分で、小さく始めて、だんだんそれが、笠間市に行くとか減農薬のものが、いろいろ地産地消のものが食べられて、焼き物ができて、おれの腕は初めはこうだったけど次はこういうふうになったんだという、何回も往復できるようなことを考えたらどうかなと私は考えているんですが、その辺、最後ですが、市長さんがどういう答弁するかわかりませんが、よろしくをお願いします。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 石田議員の質問にお答えをしたいと思います。

農商工連携の法律が5月に国の方から示されたわけでございますが、今までも農商工の

連携というものはやってきた地域はたくさんあると思います。ただ、それをもっと拡大して本格的な一つの地場産業にしていくために、国がいろいろな融資制度を含めて制度をつくって支援していこうと、そういう考え方だと思います。

そういう考え方に立ちますと、この笠間市もいろいろな農産物というのはあるわけでございまして、それら農産物、地場産とか、そういうものをいかに連携して付加価値を高めていくかということが、私は一つの課題ではないかなと思っておりまして、こういう国の制度を活用するに当てはまるところがあれば、こういう国の制度をうまく活用しながら、農商工連携での新たな生産体制というんですか、そういうものを築いていければなと思っております。

一つの、これが農商工連携に私は結構なと思うんですが、今度、10月4、5日に新栗まつりというのが岩間地区で行われます。これにつきましては、いわゆる栗の生産農家、さらには加工業者、さらには商工という意味では焼き物関係、そういう関係者が集まって、新たな開発した商品を展示販売していくということでございますので、これはまさしく農商工の連携の一つの例ではないかなと思っております。

このほか可能性のあるものについては、先ほど部長が答弁しましたとおり、市としても積極的にこういう連携を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 2番石田安夫君の質問を終わります。

次に、4番野口 圓君の発言を許可いたします。

4番（野口 圓君） 4番野口 圓です。

通告のとおり質問させていただきます。

まず、デマンド交通システム次お伺いします。

市民の間でも好評の事業であり、前回7月の報告では利用者数が増加しているとありましたが、その後現在まで利用者状況の報告をお願いしたい。

次に、さきに伝えておきました乗り継ぎの待ち時間が1時間から2時間かかるので利用できないという点ですが、その後改善されたかどうかお伺いしたい。

次に、職員採用についてお伺いします。

平成20年度の笠間市の職員採用は16名程度となっておりますが、応募者は147名に上り、約9倍の競争率であります。民間企業に元気のない現在、役所への就職はとても魅力があります。

さて、大分県の教員採用試験での不正事件が大きな反響を呼んでおります。大分県だけではないのではないかという疑心暗鬼のところ、黒いもやのように立ち込めております。

そこで、笠間市の職員採用について、どのような試験を、どのような人が、何人で担当し、どのように決定されているか、伺いたい。また、その採用試験についてどのような透明化が図られているのかも伺いたい。また、選考の基準があれば、それもあわせてお願い

いたします。

3番目、学校教育の問題です。

初めに、穂坂邦夫氏の著作の引用をさせていただきます。

穂坂邦夫氏は、埼玉県の職員を経て、志木市の議員、そして県会議員を経て埼玉県志木市の市長に就任し、全国で初めて公立小学校の低学年において25人学級を実施された方です。

引用します。

小中学校の管理者である市町村教育委員会には、学校運営の基本である職員の人事権はもとより、任免権も懲戒権もありません。教職員の給与は都道府県が負担をすることになっていますので、各学校に所属する教員は都道府県の職員です。校長を初め、教員は学校運営のかなめであり、義務教育の主体者、実行者なのですが、設置者であり管理者である市町村にとって、彼らは、いわば部外者となっています。

さらに、教育行政上、公立の小中学校の管理運営は市町村が行い、各小中学校の最終責任は市町村教育委員会と明記され、設置費用も運営費用も市町村が負担しております。つまり住民が多額の税負担をして学校を支えているのに、予算を執行する市町村の責任者である市長は、教育行政上は第三者ということになるのです。

長くなりましたが、これは穂坂邦夫氏の教育委員会廃止論の一節です。

ここで、質問質問に入ります。

- 1、教育現場における市教育委員会の役割は何か。
- 2、教育委員は日常的にどのような活動をしているのか。
- 3、笠間市の小中学校で、いわゆる学級崩壊等はどのくらいあるか。
- 4、学級崩壊はなくとも、授業中の徘徊など荒れている学校は何校あるか。
- 5、児童への指導が不適切な教員に対し、教職以外の職に採用できる制度はあるか。

第1回目の質問を終わります。

議長（石崎勝三君） 市長公室長塩田満夫君。

〔市長公室長 塩田満夫君登壇〕

市長公室長（塩田満夫君） 4番野口議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、デマンドタクシーかさまの利用状況でございますが、登録者数、利用者数ともに、運行開始後、順調に増加を続けております。1日当たりの利用者数の平均は、5月が112人、6月が124人、7月が144人、8月が153人と順調に伸びてございます。また、1日当たりの最大利用者数は196名となっております。

次に、乗り継ぎ時の待ち時間は短縮されたかとのご質問ですが、乗り継ぎの待ち時間については、課題ではありますが、現行運行エリアや車両数ではやむを得ないところでございます。

この運行エリア等の再編については、特に既存の交通事業者との調整が必要になってま

います。さらに、デマンドタクシーがさまの導入に当たって内容を検討した市民代表、交通事業者、関係機関等で構成いたします地域公共交通会議での協議や車両数の増加に伴う費用の増大といった大きな課題が考えられるため、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、当市の採用試験でございますが、まず第1次試験におきまして教養試験と適性試験を行います。この教養試験と適性試験の作成と採点は、自治体採用試験の専門機関であります財団法人日本人事行政研究所に委託をし、実施をしております。また、2次試験といたしまして、独自に作文試験と面接試験を行っております。面接試験は、個別面接だけでなく、集団討論も行い、受験者の指導性や協調性などの社会的側面も評定の対象としております。

なお、作文試験の採点につきましても、専門会社に依頼をしているところでございます。

採用の公平性、透明性を確保するためには特に注意を払っております。例えば資格検定委員が行う面接試験では、受験者の氏名や住所、出身校などを伏せて行い、受験者の資質のみが評定の対象となるようにしております。

また、試験結果つきましても、ホームページ及び掲示板に受験者数、合格者数、合格者の最低点、さらに倍率などを公表し、さらに開示期間を設けて本人の請求によりまして本人が取得した総合得点も開示し、透明性に留意をしているところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 教育次長加藤法男君。

〔教育次長 加藤法男君登壇〕

教育次長（加藤法男君） それでは、野口議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、学校教育の現場における教育委員会の役割は何かというご質問でございますが、学校の基本的な運営方針や教育に直接携わる教職員の人事を行うことを初め、学校の自主性、主体性を確立して地域に根差した学校運営を行うため、地域の実情に応じた教育施策を展開し、組織体制の強化と機能を充実するなど、教育環境の一層の向上を図っていくことが教育委員会の役割と考えております。

次に、教育委員会はどのような活動をしているのかということでございますけれども、教育委員会は、月1回開催される教育委員会定例会のほか、年数回の臨時会、小中学校への入学式や卒業式への出席、各種研修会への参加や県内市町村教育委員会で組織する協議会、研修会等に出席し、総合的な教育課題の研究等を通して、笠間市教育の充実発展に努めているところでございます。

また、今日の複雑多様化する教育行政課題について、事務局職員や小中学校教員との意見交換会や研修会を実施することにより、課題等への共通理解や情報の共有化に取り組み、学校訪問時等に学校経営の助言指導などを行っているところでございます。

次、市内の小中学校で学級崩壊はどのくらいあるのかというご質問でございますけれども

も、学級がうまく機能しない状態、状況、いわゆる学級崩壊につきましては、県教育委員会では、一つとしまして、授業中、教師の指示に従わず、意味もなく出歩いたりする児童生徒がいる学級、二つ目として、特定の児童生徒だけでなく、学級全体として日常的に授業の成立が困難になっている学級と定義づけています。そういうものを定義づけて、状況調査や支援を実施しているところです。

現在、笠間市におきましては、上記の状況にある学級は、1学期の後半から、小学校において4年生の1学級が該当いたしておりました。市教育委員会としましては、学校訪問し対応を協議するとともに、県に申請し、この学級に非常勤講師を9月から一定期間措置し、学級がうまく機能しない状況の改善、解消に努めているところでございます。

次に、授業中徘徊があるなど荒れている学校があるかということですが、現在のところご指摘のような状況の学校はございません。

次に、児童への指導が不適切な教員に対し教員以外の職に採用できる制度があるかという質問ですけれども、県は、児童への指導が不適切な教員に対しましては、制度を設けて、一定期間研修等を設定し、成果が上がらない場合は、教員以外の事務職員等への採用、退職への勧告、分限処分ができるとしております。したがって、本人にほかの職種で活動できる力量があれば転職は可能ですが、教員は県が採用しておりますので、転任する場合も県職員ということになりますので、採用試験に合格しなければ採用されないということになります。

議長（石崎勝三君） 9番村上典男君が着席しました。

4番野口 圓君。

4番（野口 圓君） ありがとうございます。

デマンド交通のシステムの件ですけれども、施行から約半年が経過しまして、当初手探りで始めたシステムでしょうけれども、その管理、改善、改良した部分は何かあるかということをお伺いしたい。

いやしくも300円の料金をいただいて、市としても多額の経費をつぎ込んでいるわけですから、本来であれば、運営する側が知恵を絞って改善改良を不断に行って、利用者数の増加、それから利用者の満足にこたえていく責任があると思います。せっかくすばらしい制度ができたのですから、利用者から苦情が出て、待ち時間が1時間も2時間もかかったのでは笠間へ行けないという苦情が出たら、それに対して対応するのが僕は筋じゃないかなと思います。

乗り継ぎがどうしても時間がとられるということであれば、乗り継ぎ自体をなくす方法も考えられると思うんですが、いかがでしょうか。

さらに、利用されている方々から直接、先ほども運営会議がつくられてそこで協議しているとおっしゃいましたけれども、現実に利用されている方々から、アンケートなり、意見なり、要望なりを聞いて、さらに使いやすいデマンド交通システムにしていくべきだと

考えますが、いかがでしょうか。

2点目の人事採用の件は、非常に公開性を持った適正なことされていると思いますが、外からも見えないと、これがわかりませんので、最終決定の委員会みたいな、採用審査委員会みたいなをつくられて、そこに市民の代表を入れるという提案を私はしたいと思います。

時代は、今、刑事裁判でも、陪審制という市民の直接参加を促して、判断基準を求め、公開性を確保している時代でございます。職員の採用についても、かつては多々さまざまなうわさが流れた時代がございました。その最終審査の透明性を確保して、笠間市ではこのように公開性の高い採用試験をとっているんだということをアピールできるような形にしたらいかがかと思います。

3点目は、教育委員会の役割は何かということで、人事ということ申されましたけれども、人事権はないんじゃないですか、市の教育委員会に。これはおかしいなと思います。

この教育委員会を含め、教育制度、いろいろ読ませていただきましたけれども、非常に複雑でわかりにくくなっています。それで、教育委員会というのも、教育長はあくまで事務の、建物とか、運営とか、そういうものの長が教育長なんですね。教育そのものの長がいないんです。どこを探しても責任者が出てこないんですね。最終的には、校長が何でもすべての責任をとるような形になっていて、ところが、校長も職員も並列なんですね。同じ県の職員の立場で動いている。決して校長が直接自分の学校の教員の人事権を握っていくわけじゃない。だから、だれも責任をとらない形につくり上げられているんですね。

今までも学校における生徒による不祥事とか、教員による不祥事がありましたけれども、すべての事件が共通して一過性の出来事、たまたま起きたんだ、偶然の出来事なんだみたいな。教育の中で、自分たちのシステムが、何かが狂い始めているという視点は全くそこにはなくて、一過性の出来事として受け取られて、改善策も講じられないまますべて先送りされているのが実情だと思います。

市町村の教育委員会の教育委員の仕事は、ほとんどないに等しいんじゃないですかね。いろいろなレポート読みましたけれども、具体的に活動していないということが書かれております。

笠間市の場合は特に活動されているのかもしれませんがけれども、具体的に私は存じ上げないので申し上げられませんが、教育委員さんの月額報酬も非常に僕は低いのではないかと。日常的に学校を訪問して教員との話し合いを持ったり、さまざまな作業をするのに4万円とか5万円という手当は、私は非常に低いと考えますね。それでも低いというのであれば、要するにそれ相応の仕事しかしていないというふうに思います。

この学校教育のシステムというのは、システムそのものが機能不全を起こしているというふうに私には考えられます。今まで何とかやってこられたのは、直接現場の教職員の先生方の高い自覚とか高い意識とか、それから忍耐力とか、そういう個人的な力によって何

とか機能していたんじゃないかなというふうに強く思います。

笠間市としても、29億5,000万円、約30億円の支出を学校教育に投じていながら、何も手を出せない形になっております。このようなシステムは変えるべきであると私は考えますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。できれば市長のお考えも伺いたいと思います。

以上です。

議長（石崎勝三君） 市長公室長塩田満夫君。

市長公室長（塩田満夫君） 野口議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

デマンド交通の関係で再質問いただきました。要望を聞いているか、それから改善点はあるかということでございますが、企画政策課、それから予約センター等へこれまで100件を超えるご意見をお寄せいただいているところでございます。

さまざまな意見ございますけれども、車両の乗降口の段差が大きいという意見につきましては、6月の定例会で補助ステップに係る予算の審議をいただきまして、現在、順次ステップの設置による段差改善を進めております。設置した車両の利用者からは、乗りおりが大変よくなったということで好評をいただいているところでございます。

さらに、現在、企画の職員が、直接デマンドタクシーに乗り込みまして意見等も伺っておるところでございます。その中では、ほとんどの方が便利になったということでのお話をいただいているところでございます。

そのほかに、先ほどお話がございました乗り継ぎの関係がございしますが、これが最大の課題かなと思っております。ただ、これにつきましては、導入に当たって、長い時間、先ほど申し上げました会議の中で構築してきた今のシステムでございします。これは、現在、7ブロックに分けて10台の車で対応しているということで、合わせまして年間約7,000万円の予算でこのデマンド交通を運営しているところでございます。今後、これを待ち時間等の部分を解消していこうということになれば、当然、今の10台に加えてさらに大きな台数をふやしていかなければならないということで、経費の増大といいますが、拡大がございします。この辺については、今後の検討ということで十分検討をさせていただきたいと思っておりますけれども、今の時点では増車の考えはございしません。

それから、人事採用についての再度のご質問でございますが、審査会を設けてございします。採用審査会でございますが、本市の採用試験につきましては、笠間市職員の選考及び試験並びに任用、採用に関する規則により設置されました笠間市職員資格検定委員会が行うことになっております。資格検定委員会の構成員でございますが、副市長、教育長、市長公室長、総務部長、職員課長、その他市長が必要と認める者ということで、昨年度から民間の委員として茨城県弁護士会より1名の派遣をいただいております。この資格検定委員が、1次試験合格者と2次試験の資格試験結果に基づきまして成績順位を決定しているところでございます。

なお、昨年度調査したところ、県内32市のうち、この審査会を設置しているのは、当市を含めまして12市でございます。そのうち、外部に委員を委嘱しているのは、当市と高萩市の2市でございます。

なお、当市では、民間からの委員として茨城県弁護士会よりの1名の派遣で、十分に公平性、透明性を確保していると考えております。現在のところ、複数の民間委員の委嘱は考えてございません。

今後も、採用試験、採用につきましては、公平性と透明性を確保するため十分に注意を払って進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 野口議員のご質問にお答えいたします。

初めに、穂坂志木市長のお考えをお話しされました。市町村の教育委員会に人事権がないというふうなことがございましたが、例えば市町村の大きさ、規模というのはかなり違いがございます。

笠間市で、現在、小学校の教員というのは262名、中学校で174名ございます。この教員を笠間市で採用するというのが、現実的に研修までも含めるとできるかどうかということ。例えば大きなところであれば、政令指定都市であるとかそういうところであれば可能かもしれませんが、全国の市町村ではとても難しいということ。それは教育というのは機会均等である必要がある、つまり子供たちを教える教師と教育課程は国で保障している、そういう考え方があってそういうことになっているわけです。

今、県費負担教員、県が採用した者を笠間市の学校に張りつけるということになります。そうすると、市町村の教育委員会はどんなふうな働きをするかということ、どの教師が欲しいとか、どの教師が異動をするとか、もちろんその教員のこれからの研修だとか、先の伸び方だとか、それからいろいろな都合で選んでくる。そして、最終的に笠間市の教育委員会で内申をしてオーケーを出さないと、その異動というか、教員の人事は成立しないことになっています。

それから、もう一つ、人事絡みで言うと、県費負担教員というのは、笠間市の公立学校勤務を命ずるという辞令を出しています。そうすると、サービス管理は笠間市の教育委員会がするんです。ですから、行方で教員の事件があったときに行方の教育長が記者会見をいたしました。サービス監督権は当然市町村の教育委員会が持っているということ、その教員に対して。そんなふうには、実は余り表には出てこないんですが、市町村の教育委員会にはそういう役割を持たせられているということです。

例えばどの教科書を採用するかという教科書の採用についても、市町村の教育委員会が見ることになっています。

もう一つ、市町村にはそれぞれの状況があり、教育目標がございます。それに合わせて

各学校がどういう教育課程を組むか、それも教育委員会に報告をする、教育委員会で決定をしていくという形になってございます。

したがって、市町村の教育委員会がどういうことをやっているかということは、なかなか表には出てこないんですが、法律上こういうふうにしていかなければならないということ。それからまた職務上、笠間市の子供たちを育てるという観点でどんなふうに施設や施策をしていくか、そういうものを検討していく、そういうことで教育委員会私ども努力をしているところでございます。

また、今、国では、教育委員会の制度に対して、もう少し明確化をしていこうということで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律がこの4月1日から改正されて施行されました。その中で、教育委員会は、それぞれ自己点検、評価をして、そして議会並びに市民の皆様へ報告をしていくというようなこと、さらに市町村の教育委員さんの人数はそれぞれの市町村で考えていくとか、そういうことで市町村教育委員会もう少し力をつけて頑張っていけというような形で法律が改正されて、私どもも、それに合わせて、今すべきことはしていくということでやっているところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 4番野口 圓君。

4番（野口 圓君） 最初のデマンドのお話なんですけれども、段差を補助ステップをつけて改善したということです。

待ち時間を解消するには、車の台数をふやさなければならないと。そうすると、待ち時間を使って利用する方は相当減っていくと思いますよね。そういう方は利用されなくなっちゃう。だから、限定的な利用の方法しかできなくなっちゃいますよね。もう一工夫必要なのではないかなと思います。さらなる改善を期待して、より多くの皆さんにデマンド交通システムが利用されることを望みます。

それから、2点目の採用の審査会ですけれども、こういったものもあんまり大きな人数のものではないですけれども、なるべく公表して、表に開いて、発表していければどうかなと思います。

今の日本の行政で、市民の、ワールド何とかという調査機関がよく調査成果を出していますけれども、7割近い方が行政に対する不信感を持っている。それでいながら、最終的に個人責任か行政責任かというところ、日本の場合は行政責任に、先行き行政に頼るしかないというのが、先進国の中では、ただ一つ、日本だけが4割を超えるあれを出しています。それぐらい、今、役場の役割というのは大きくなっているし、細かくなっているし、なくてはならないものになっているんですけれども、そこで必要なのが透明性と説明責任だと思うんですよ。

利用されている方が、何だか知らないうちにいろいろなものが高くなっちゃった。何だか知らないうちにこういったものができるけども。目に見えて、なるほどこういう

ふうに使われているのか。なるほどこういうふうには徹底されているのかという透明性と説明責任が非常に重要になってくると思います。ですから、このような審査会を、しかも外部から弁護士の方を入れてつくられているのであれば、こういうことも非常にアピールされて、市民の皆様にも広く伝えていただきたいと思います。

3点目の飯島教育長のお話は、本当に優等生の答弁ですから非の打ちようがないんですけども、本音を言いますと、国の行政というのが、私は議員になって、地方自治体もしくは地方の行政府に対して非常に強い不信感を持っていて、さまざまな形で地方の自主性というものを奪い取って、強圧的に方向づけをしているというのを多々感じます。

その中でも、教育行政における国の文部科学省の作り上げたこのシステム、助言であるとか指導であるとか言葉はやわらかいですがけれども、非常に強制的な、身動きがとれないような指導を次々に出す。非常に不満、怒りさえ感じます。市の当局に対して国に対する不満を言うのはお門違いであるのは十分承知でありますけれども、どうもシステムがぎくしゃくし始めているのではないかというのが、私の今回の質問の意図でございます。これは直していかないとかならないんじゃないかな、このままではもっともっと大変な抜き差しならない状態になるんじゃないかなというのが一番大きな危惧で、うまくまとめられなかったんですけども、何とか今回質問しようと思って声を上げました。

非常に難しいかとも思うんですけども、市としても、また教育長としても、それぞれの立場でこのシステムを改善するような方向の要望なり意見書なりを出して、一石を投じていただけないかというのが最後の私のお願いでございます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 答弁は。

4番（野口 圓君） 答弁があればお願いします。

議長（石崎勝三君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） やはり教育というのは、笠間市の子供たちは、もちろん世界に飛び立つ子供たちです。ただ、笠間市で育った子供たちは、やはり笠間市の教育委員会、そして笠間市民、そして議員の皆さんで育てていくということ。だから、私は、やはり市町村の独自性というのは大事なものであると考えております。

おっしゃるように教育改革が最近急激で、各学校でも、また先生方もそうですが、ついていけないという状況があることは私も同感でございます。ただ、必要な部分も中にあるということも間違いのないことです。市の教育委員会としましては、もちろん取捨選択でやらなければならないことはやっていきますが、その中でも、市で、独自性、笠間市らしいものをつくり上げていきたいというふうには考えているところでございます。

議長（石崎勝三君） 4番野口 圓君の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（石崎勝三君） 本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は明日開きますので、ご参集ください。大変ご苦労さまでございました。

なお、この後議員各位には全員協議会にお集まりください。2時15分までにお集まりください。

午後2時04分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石 崎 勝 三

署 名 議 員 杉 山 一 秀

署 名 議 員 柴 沼 広